

全農林第136回中央委員会委員長あいさつ

2011年1月27日

東京都・南青山会館

第136回中央委員会にご参集いただきました、中央委員並びに傍聴者の皆さん、大変ご苦勞様です。

そして、本委員会には、ご多忙な中、この間、農水政務官としてご活躍いただいた民主党の佐々木隆博衆議院議員、社民党の福島党首に激励のために駆けつけていただいております。委員会構成員を代表して、連日のご奮闘に敬意を表し、私どもに対する日頃のご指導に厚く御礼を申し上げます。

さて、7月の定期大会から早6ヶ月が経過しました。この半年間、8月の人事院勧告からスタートした2010年の賃金確定闘争をはじめ、事業仕分けへの対応や2011年度予算編成に係わる取組、そして、労働基本権の回復を軸とする公務員制度改革への対応など精力的な運動を展開してまいりました。

この期間に決着をつけた課題もありますが、この春闘期を節目にして整理しなければならない課題も山積しています。今日、明日の中央委員会でこの間の運動を総括するとともに、情勢認識を統一して、今後の取組方針を確立していただくようお願いいたします。

第136回中央委員会の開会にあたり、中央執行委員会を代表して、当面するいくつかの課題について所見を申し上げ開会のあいさつとさせていただきます。

第1は私たちをめぐる政治、経済の情勢と2011春闘の課題であります。

一昨年9月に政権交代が実現して、1年半になろうとしています。民主党を軸とする新たな政権は、世界的な経済危機や前政権から引き継いだ負の遺産、そして財政の制約など困難な条件のなかで国民生活の改善に向けて苦闘を続けています。一方、在日米軍基地の再編をめぐる問題、参院選の敗北と衆参における政治勢力のねじれ、政治と金をめぐる問題などで大きな痛手を負っている状況にあります。とくに、ねじれ国会がもたらした政策展開の困難性が民主党への批判となっており、今通常国会における予算案と関連法案の処理が最大の課題となっています。

また、菅政権は税と社会保障の一体改革、TPPへの対応を含めた経済対策など、「この国の形」に直結する問題も提起していますが、この検討にあたっては、「何のための、誰のための政権交代であったのか」、この原点を常に再確認して検討作業を進めることが極めて大切だと思います。菅民主党政権は正念場にあります。こうした対応を誤れば歴史的な政権交代が意味を失うことにもなりかねません。労働組合と政党はまさしく別人格ですが、新自由主義によって疲弊した日本の経済・社会を再構築するために、共通の使命をもっていることも確かであります。大変、困難な局面を迎えていますが、政権交代の原点に立ち返って奮闘していただくことを要請したいと思います。

経済情勢は世界同時不況の影響を脱しつつあるものの、依然、低成長とデフレ経済が続いています。この背景にはアジアをはじめとする新興国の本格的な発展、日本からの生産拠点の移転などグローバル化する経済構造への対応問題もありますが、国内における人口

減少と高齢化、そして、賃金水準の低下に代表される内需の停滞・減少が根本的な課題として提起されています。この間、増加を続けてきた非正規雇用は、雇用者総数の 33 %を上回る水準に達し、そして、これらの雇用者が経済情勢の変化に際して調整弁として利用され、失業率の高止まりや生活保護受給世帯の増大となって現象化する。こうした事態が更に財政にも大きな影響を与えるなど、マクロ・ミクロの経済・社会要因が悪循環に陥っていること、これが停滞する日本の経済・社会の最大の問題です。

連合は、2011 春季生活闘争において、こうした悪循環を断ち切るために、賃金をはじめとする労働条件の「復元」を掲げて、この春闘に臨んでいます。公務員産別の運動も大変厳しい条件のなかにありますが、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、その役割を果たさなければなりません。

第2は公務員産別の春闘期における重点課題と今後の取組であります。

労働基本権回復の課題がいよいよ大詰め段階に入ってきました。この検討は政権交代1年間の助走期間を経て、昨秋段階から本格化してきました。政府では公務員制度改革事務局を中心にし、与党では公務員制度改革・人件費削減PTを舞台にして、これに連合・公務員連絡会が対応する形態で論議・検討を積み上げてまいりました。こうした到達点として、昨年の年末段階で「改革の素案」がまとまり、パブリックコメントも実施されています。

しかし、争議権付与のあり方、協約締結事項の効力に係わる国会議決との関連性、地方公務員の改革、消防職員の団結権などいくつかの課題について、最終的な整理がついていないことも現実であります。基本権問題の決着は、これから約1ヶ月間の最終局面における取組・対策に懸かっています。1948年の基本権制約以来、諸先輩が流した過去幾多の血と汗を乗り越えて私たちの世代で、課題に決着をつけないければなりません。この取組の中核部隊として全農林の力量を発揮していただくようお願いいたします。

公務員産別第2の課題は、公務員人件費2割削減への対応です。民主党が政権公約で2割削減を打ち出して以来、国会論議などを通じて与野党の論戦が続いてきました。そして、昨年の11月に人事院勧告の取り扱いを決定した閣議決定において、「次期通常国会に自律的労使関係制度を措置するための法案を提出し、交渉を通じた給与改定の実現を図る。なお、その実現までの間においても、人件費を削減するための措置について検討し、必要な法案を次期通常国会から、順次、提出する。」との決定が行われました。

こうした局面を受けて、公務員連絡会レベルで論議と検討を進め、政府が具体的な削減提案を行ってきた場合の基本的な対応方針として、①自律的労使関係制度の法的措置を実現すること、②人件費削減の必要性について、その全体像を含めて明確で納得がいく説明がおこなわれること、③法案提出については、私たちとの合意を前提とすること、を確認しています。

この対応方針を踏まえ、私は公務員連絡会の議長として、1月に担当大臣である片山総務大臣との新年のあいさつの機会に、この課題に関し意見交換を行っています。片山大臣からは、昨年の閣議決定に基づき、これから具体的な検討を開始したいこと。また、これの取り扱いについては、理解をいただきたい、との表明がなされました。これに対して私は、公務員連絡会の対応方針に基づき、現時点の基本的な見解を述べてきたところです。

この２割削減問題は、背景に財政問題があることも事実です。２年連続で国債発行額が税収を上回る異常な事態が続き、財政の持続性が問われています。あわせて、この財政の制約のなかで必要な予算確保が深刻な課題となっています。財政悪化の責任を私たち公務員労働者が引き受ける筋合いのものではありませんが、公務員バッシングとも連動しているだけに慎重かつ覚悟を決めて対政府交渉に臨まなければなりません。

公務員労働組合の社会的な存在意義と権利の問題があり、組合員の労働条件と生活が懸かっています。春闘段階では、交渉の枠組み等について総務大臣から明確な回答を求め、春闘の山場以降、名実ともに公務員産別の組織をあげた取組を展開しなければなりません。

第３は日本農業の再生と食の安心・安定供給、食料自給率の向上を図る取組です。

政権交代以降、農政改革は大きく前進しています。この間、政権公約に基づく、戸別所得補償制度に係るモデル事業の実施、自給率 50 %を目指した新たな基本計画や森林・林業再生プランの策定、木材活用法・６次産業化法の成立など、その政策展開はめざましいものがあります。一方、宮崎県における口蹄疫の発生など食と農をめぐる大きな問題にも直面し、秋口からはＴＰＰに代表される経済連携協定と農林水産業のあり方が問われるなど激動の期間を経て今日に至っております。

民主党農政の根幹である、戸別所得補償制度は今年度のモデル実施を踏まえて、来年度からは麦・大豆などの畑作も守備範囲に入れて本格的な実施体制に入ることになります。そして、2011 年度からは、「森林管理、環境保全直接支援制度」や「資源管理・漁業所得補償対策」も制度設計されており、いよいよ、民主党農政の真価が問われる１年となります。

こうした政策展開を裏打ちするために、所得補償関連の予算を大幅に積み増した 2011 年度予算案が編成されています。しかし、農業構造の強化を図るため、増額を求めてきた土地改良関係の予算は昨年度と同額となるなど、いくつかの課題を残しました。今後は今年度の対策と同様に補正予算等も視野に入れ、対政府・与党対策を引き続き強化して行くことといたします。

新たな政策展開は、その施策を推進する組織の確立が不可欠であります。来年度の組織・定員要求では、行政監察・評価等の新組織の設置は見送られましたが、本省をはじめ、地方組織の大胆な改革が織り込まれています。一方、農林水産業を支える独立行政法人においても第３期中期目標期間への移行に向けて検討が山場を迎えています。こうした変化・改革は政策や情勢の変化とともに避けられない課題ですが、その事務・事業を担う人は生身の人間であるだけに慎重な対応策が必要です。組織の改革が労働条件に大きな影響を及ぼすことから、交渉や労使間意見交換会を通じて課題の整理を図って行かなければなりません。具体的にはこの中央委員会を経て、２月・３月に各対策会議を開催して細部に係る対応策について意思統一することといたします。

また、農政改革の推進とともに、経済連携協定への対応が重大な課題として提起されています。菅総理は 10 月の臨時国会冒頭の所信表明演説で、「ＴＰＰへの参加を検討する」ことを表明しました。昨年、11 月 9 日に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、ＴＰＰ交渉への参加を判断するために、各種の情報収集が進められ、国内の環境整備を図るために、「食と農林漁業の再生実現会議」などで、農業政策の再点検

や構造改革の推進に向けた論議が進められています。そして、菅総理は年頭の会見や今通常国会の施政方針演説において、交渉参加の可否の決断を6月に行うと明言しています。

T P Pは日本が現在まで二国間で締結してきた既存のE P Aとは自由化レベルが格段に相違し、ほぼ全ての関税を撤廃し、各種サービスや人の移動なども原則自由化が求められる協定とされています。農水省の試算では、何らの対応策もなくT P Pに参加した場合、食料の多くが外国産に入れ替わり、国内農業生産は4兆円を超える生産額の減少を招き、自給率は14%程度にまで低下するなど、衝撃的な数値が示されています。また、農業以外でも看護師等の受入など労働を含めた人の移動が日本の社会構造に与える影響も甚大なものがあると思います。T P Pへの参加問題は、多くの面で冷静かつ国民的論議を行い、慎重な検討を行った結果、「参加は不可能」との結論が得られるよう、6月に向けて関係各方面と連携して運動を強化することといたします。

第4は全農林の組織強化と組織財政改革の進め方であります。

私たち全農林は、この間、一昨年に惹起した一連の問題への対応と新たな全農林運動の構築に向けて全力を挙げてきたところです。そして、昨年の大会においては、この取組は依然、道半ばであることを確認しつつ、1年間の対応に一定の区切りをつけてきました。今後の対応策は、全農林をめぐる各課題に果敢に取り組むことを通じて、組織の内外から信頼を勝ち得ていくこと。引き続き組織と財政の改革を進め、より団結力を強化することです。

昨年の定期大会以後、今後の組織財政の改革について、組織財政検討委員会で検討を行ってきました。そのポイントは、2008年の第53回大会で決定した、地方本部の廃止と組織の2段階制、財政の一元化が可能か、また、この実施の具体的な道筋をどう描くかにありました。この論議、検討の過程において、新たに整理した労使関係が職場や分会活動に大きな影響を与えていること。定員合理化や農政改革によって業務が繁忙を極め、あわせて、県一分会化等による分会再編後の組織運営も懸命な模索が続いていることなどが鮮明になりました。

こうした現実を踏まえ、組織財政検討委員会では、新たな組織体制への移行を2年間先送りすること。この期間に分会組織と運動の更なる強化を図ること。を確認しています。現在は、この問題意識と対応方針について、分会段階での論議を要請している段階ですが、3月には一定のとりまとめを行い、5月の組織財政検討委員会で最終的な結論を得て、7月の大会で方針に織り込むことといたします。この職場論議において、現状の地方本部や分会の課題はどこにあるのか、新たな全農林組織の構築に向けて、その課題はなになのかなどについて十分な検討を行っていただくようお願いいたします。

冒頭、申し上げましたように、めぐる政治情勢は極めて流動的であり、不安定な事態にあります。このなかで2011年の運動を進めなくてはなりません。より一層、情勢認識の共有を図り、各課題に取り組んでいくことといたします。

以 上